

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2021年7月1日時点

～2021年6月30日

2021年7月1日～

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号）

実施 平成14年10月18日

目次 （略）

第1章～第8章 （略）

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第21条 当社が提供するモバイルアクセスサービスの料金は、利用料及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供するモバイルアクセスサービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第1項に規定する利用料は、当社が提供するモバイルアクセスサービスの態様に応じて、定額利用料、データ通信利用料、音声通信利用料、付加機能利用料及びユニバーサルサービス料を合算したものとします。

（利用料金の支払い義務）

第21条の2 モバイルアクセス契約者（カテゴリー X 又はカテゴリー F に係る者に限りません。以下この条において同じとします。）は、そのモバイルアクセス契約に基づいて当社がモバイルアクセスサービスの提供を開始した日から起算して、モバイルアクセス契約の解除があった日の前日までの期間（モバイルアクセスサービスの提供を開始した日とモバイルアクセス契約の解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、利用料（定額利用料及びユニバーサルサービス料に限りません。以下この条において同じとします。）の支払いを要します。

2～3 （略）

第22条～第22条の3 （略）

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号）

実施 平成14年10月18日

目次 （略）

第1章～第8章 （略）

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第21条 当社が提供するモバイルアクセスサービスの料金は、利用料及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供するモバイルアクセスサービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第1項に規定する利用料は、当社が提供するモバイルアクセスサービスの態様に応じて、定額利用料、データ通信利用料、音声通信利用料、付加機能利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を合算したものとします。

（利用料金の支払い義務）

第21条の2 モバイルアクセス契約者（カテゴリー X 又はカテゴリー F に係る者に限りません。以下この条において同じとします。）は、そのモバイルアクセス契約に基づいて当社がモバイルアクセスサービスの提供を開始した日から起算して、モバイルアクセス契約の解除があった日の前日までの期間（モバイルアクセスサービスの提供を開始した日とモバイルアクセス契約の解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、利用料（定額利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料に限りません。以下この条において同じとします。）の支払いを要します。

2～3 （略）

第22条～第22条の3 （略）

～2021年6月30日

2021年7月1日～

第22条の4 モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。以下この情において同じとします。）は、そのモバイルアクセス契約（カテゴリーWに係るものに限ります。以下この情において同じとします。）に基づいて当社がモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。以下この条において同じとします。）の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。）について、当社が提供するモバイルアクセスサービスの様態に応じて料金量第1表（料金）に規定するモバイルアクセス契約に係る定額利用料、付加機能利用料及びユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、次の場合はこの限りではありません。

(1)～(2) (略)

2～6 (略)

第22条～第27条 (略)

第10章～第13章 (略)

別記 (略)

料金表

通則

1 (略)

2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとし、カテゴリーGに係る利用料（定額利用料に限ります。以下この条において同じとします。）について(1)から(3)までに該当する場合及びカテゴリーWに係る利用料について(1)、(2)、(3)及び(5)に該当する場合には日割しません。

(1)～(5) (略)

第22条の4 モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。以下この情において同じとします。）は、そのモバイルアクセス契約（カテゴリーWに係るものに限ります。以下この情において同じとします。）に基づいて当社がモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。以下この条において同じとします。）の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。）について、当社が提供するモバイルアクセスサービスの様態に応じて料金量第1表（料金）に規定するモバイルアクセス契約に係る定額利用料、付加機能利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、次の場合はこの限りではありません。

(1)～(2) (略)

2～6 (略)

第22条～第27条 (略)

第10章～第13章 (略)

別記 (略)

料金表

通則

1 (略)

2 (略)

2の2 通則2の規定による月額料金の日割のうち、料金表第1表（料金（付帯サービスの料金を除きます。）第1（利用料）2-6（ユニバーサルサービス料）及び2-7（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

～2021年6月30日

2021年7月1日～

- 3 通則2に規定するほか、当社は、第21条の2（利用料の支払義務）第2項第2号の表の規定（同表の2欄の規定に限ります。）に該当するときは、月額料金をその利用時間に応じて分数割（1分間あたりの料金額を算定することをいいます。以下同じとします。）します。
- 4 通則2の規定による月額料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第21条の2（利用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 5 通則4に規定するほか、通則3の規定による月額料金の分数割は、料金月の日数に24を乗じて得た時間数に60を乗じて得た分数により行います。この場合、第21条の2（利用料の支払義務）第2項第2号の表の2欄に規定する料金の算定に当たっては、その分数計算の単位となる1分間をその開始時刻が属する日におけるものとみなします。
- 6～17 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

- 第1 利用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(8) (略)	(略)
(9) ユニバーサルサービス料の適用	当社は、2-6に規定するユニバーサルサービス料は、モバイルアクセス回線番号（カテゴリ-G及びカテゴリ-X（コース区分がゼロコースに係るもの又はそのモバイルアクセス回線番号がM2M等専用番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第3号に規定する電気通信番号をいいます。）であるものに限り、）に係るものを除きます。）1番号ごとに適用します。
(10) <u>削除</u>	<u>削除</u>

- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6～17 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

- 第1 利用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(8) (略)	(略)
(9) ユニバーサルサービス料の適用	当社は、2-6に規定するユニバーサルサービス料は、モバイルアクセス回線番号（カテゴリ-G、 <u>カテゴリ-F</u> 及びカテゴリ-X（コース区分がゼロコースに係るもの又はそのモバイルアクセス回線番号がM2M等専用番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第3号に規定する電気通信番号をいいます。）であるものに限り、）に係るものを除きます。）1番号ごとに適用します。
(10) <u>電話リレーサービス料の適用</u>	当社は、2-7に規定する電話リレーサービス料は、 <u>モバイルアクセス回線番号（カテゴリ-G、カテゴリ-F及びカテゴリ-X（コース区分がゼロコースに係るもの又はそのモバイルアクセス回線番号がM2M等専用番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第3号に規定する電気通信番号をいいます。）であるものに限り、）に係るものを除きます。）1番号ごとに適用します。</u>

～2021年6月30日

2021年7月1日～

(11)～(26)
(略)

(略)

2 料金額

2-1～2-5 (略)

2-6 ユニバーサルサービス料

1のモバイルアクセス回線番号ごとに月額

区 分	料 金 額
ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (<http://www.tca.or.jp/universalservice/>) で公表します。

2-7 削除

第2 手続きに関する料金 (略)

第3 相互接続番号案内に関する料金 (略)

第2表 工事に関する費用 (略)

第3表 付帯サービスに関する料金 (略)

別表1～別表4 (略)

(11)～(26)
(略)

(略)

2 料金額

2-1～2-5 (略)

2-6 ユニバーサルサービス料 (略)

2-7 電話リレーサービス料

1のモバイルアクセス回線番号ごとに月額

区 分	料 金 額
<u>電話リレーサービス料</u>	<u>1円 (1.1円)</u>
<u>備考 毎年4月利用分から起算して、電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価 (当社のWebサイト (https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html) に掲載するものとします。) を1円で除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要します。</u>	

第2 手続きに関する料金 (略)

第3 相互接続番号案内に関する料金 (略)

第2表 工事に関する費用 (略)

第3表 付帯サービスに関する料金 (略)

別表1～別表4 (略)

～2021年6月30日

2021年7月1日～

附 則（令和3年6月17日 D P S企第00795589号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料）2-7（電話リレーサービス料）の備考欄の期間について、令和3年度においては、令和3年7月利用分から起算して適用するものとします。

3 当社は、この改正規定により適用を開始する電話リレーサービス料に関し、次に掲げるモバイルアクセスサービスについても適用します。

(1) N S才第00210363号（平成29年6月29日付）の附則2に係るもの

(2) N S才第00607161号（令和2年2月21日付）の附則2に係るもの

(3) N S才第00616912号（令和2年3月12日付）の附則2に係るもの